

特定非営利活動法人（NPO）

埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより

第2号

<発行>特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会（事務局）さいたま市浦和区仲町2・13・8

特
集

医療と介護の連携について

副理事長 千葉道子

医療と介護の連携についてはいろいろな場面で必要性を論じられています。実際、介護保険が始まる前から保険・医療・福祉の連携が大事だと声高に言われていました。援助を必要としているご本人・ご家族、そして主治医・介護サービス事業者等関係者の気持ちがばらばらでは効果的な支援ができないことは明らかです。しかし、医療と介護の連携は「言うは易し 行なうは難し」が実情なのです。

この困難な連携の推進役として、介護保険制度上に介護支援専門員が位置づけられました。居宅介護支援事業の運営基準において、担当者会議の開催等連携については明確に義務付けられています。必要時会議を開催しない場合は減算になります。もちろん各種介護サービス事業の運営基準においても介護支援専門員等と連携する旨が書かれていますが、減算はありません。

このような状況のため、個々の介護支援専門員は連携には特に意識を傾けていることと思います。

では、どうして主治医出席の会議開催が一般化できないのでしょうか。役割が与えられたことで、積極的に開催の努力をしたが、いろいろな障害にぶつかり、開催できない具体的な理由が判ってきました。

現状の介護支援専門員は、物理的・経済的・心理的そして社会的な基盤があまりにも弱い。居宅介護支援（ケアマネジメント）そのものが社会的に認知され、専門性が認められなければ解決できないのかもしれません。

当協会の役目は、関係団体・機関との連携および専門性向上の推進役と考えております。

任意団体として立ち上がったときから早4年、会員や関係団体等に支えられて、少しずつですが認知されてきていることを実感しております。

さて、来年度改正の介護保険制度では医療と介護の連携が一層重要視されます。私たちとしても更なる前進をしていく必要があります。

このような中であって、去る6月30日、埼玉県医師会ならびに埼玉県との共催で「医療と介護の連携に関する研修会」を行うことができました。会場の埼玉県県民健康センターホールを埋め尽くす244人の参加を得、連携の事例発表（比企、坂戸・鶴ヶ島地域）と講演『病状不安定期におけるケアプランの立て方』（斉藤正身医師）が成功裏に終わりました。時宜を得た研修会でしたが、大切なことは、このような機会を今後も継続していくことだと思います。



最後になりましたが、研修会開催にあたり、埼玉県医師会ならびに埼玉県に終始リーダーシップをお取りいただいたこと、埼玉県医師会副会長石井照雄様ならびに介護保険課長佐藤あけみ様から本会報に挨拶文を掲載させていただきましたことに厚く感謝申し上げます。

医師会からのメッセージ（開会のご挨拶から）

埼玉県医師会副会長 石井照雄様

本日は、はじめて、埼玉県、介護支援専門員協会と共催で、「医療と介護の連携に関する研修会」を開催いたしましたところ、お暑い中、多数のご参加を頂きありがとうございます。

本研修会の目的は、いま山崎常任からお話したとおり、かかりつけ医とケアマネジャー連携強化につきますが、さらにこの会を広げて、医師、ケアマネジャー、関係者、その他の連絡を十分にとって、万端遺漏のないように運営していきたいのが趣旨です。ですのでよろしくお願いいたします。



さて、平成12年4月に介護保険制度が発足されて、これまで何も改正等はありませんでしたが、さる6月22日に改正介護保険法が成立しました。新予防給付、地域支援事業、地域包括支援センターの新設、ケアマネジャー資格の更新制や研修の義務化など多岐にわたって制度が大きく変更になります。

厚生労働省や日本医師会などでかかりつけ医とケアマネとの連携強化が重要な課題となっております。本日は、この連携強化のために、皆様にお集まりいただきました。

要介護認定対象者は、制度創設時は200万強であったものが、本年8月には倍数の400万人を超える対象者が予想されます。

さらに、年々増えることが予想されますし、それと同時に高齢者を社会で支える仕組みが大きく変わろうとしている中、皆様とともにがんばっていきたくと思います。

またこれからも主治医とケアマネジャーとの連携等に関して、埼玉県、また介護支援専門員協会と共催で会を催すこともありますので、その点につきましても医師会としても強力にお願いする次第であります。

本日は、「地域における医療と介護の連携」と題し、各地域での医師とケアマネジャーとの連携に関して、比企地区医師会長の宮崎先生、ケアマネジャーの伊藤さん、坂戸鶴ヶ島地区副会の東先生、ケアマネジャーの清野さんによる、今までの経験を交えた、現実的なお話をしてもらう予定になっております。

また事例発表後は、介護保険の専門家である齋藤先生に、最新の情報として、今日、また将来にわたり、いろいろご指示いただける予定になっておりますのでよろしくご清聴をお願いいたします。

また、埼玉県介護保険課においては、医療と介護の連携強化のため、その体制整備の牽引役として、その力を発揮いただきますよう今後ともよろしくご協力をお願いいたします。

以上でございます。大変今日はありがとうございました。

行政からのメッセージ(開会のご挨拶から)

埼玉県福祉部介護保険課長 佐藤あけみ様

最初に本日の研修会開催の経緯でございますが、先ほど山崎先生がお話しになったように、県は、2月に行われた医師会と介護支援専門員協会との忌憚のない意見交換会の実施について、仲介の労を取らせていただきました。

その意見交換会の中から、合同研修会をというお声が上がリ、本日の研修会の開催となった次第でございます。

県が共催の一員として名前を連ねさせていただくことは、誠に心苦しいところでございますが、山崎先生始め、関係者の皆様の御好意によって共催の一員とさせていた



できました。

県医師会と県介護支援専門員協会の皆様に厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、去る6月22日、介護保険法が大幅改正され、本年10月の施設給付の見直しをはじめとし、来年4月の全面施行に向け、新制度移行準備も佳境に入っていました。

県といたしましては、皆様方のご協力をいただきながら円滑な移行に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

さて、介護保険制度の円滑な運営を行うためには、主治医あるいはかかりつけ医と介護支援専門員がその鍵を握る役割を担っている、キーパーソンであると考えております。

しかしながら、その連携があまりうまくいっていない例があるということは、各種調査から伺えるところでございます。

実際に、医療と介護の現場で介護保険業務に携わっていらっしゃいます皆様は、更なるその感を深くお持ちだと感じております。

また、今回の介護保険法の改正等の中でも、医療と介護の連携強化が重視されているところがございますことから、この研修会が、地域での医療と介護の連携強化の一助になることを期待申し上げます。

最後になりますが、最近、富士見市でおきた認知症の高齢者に対するリフォーム業者の問題等も含めまして、高齢者が地域で安心して生活していくことが難しい環境となってきたという現状もございます。

日ごろ、高齢者と深く関わりをお持ちになる皆様の御協力をお願いしたいと存じまして、「断り上手はトラブル知らず」というリーフレットをお配りさせていただきました。

お気づきの点がございましたらお近くの消費生活支援センターにご一報いただければと存じます。

県といたしましても、高齢者が安心して安全にくらせる地域づくりに努めてまいりますので、引き続き、皆様のお力添えをお願い申し上げます、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。



総会基調講演「厚労省老健局振興課高木有生氏」

「介護保険制度改正について」を聴講して

事務局長 池田 純子

2000年4月の介護保険制度発足時、介護保険の該当者は10人に一人がであったが、直近のデータでは、6人に一人、約40%増加している。特に軽度の要介護者の増加が著しい。このまま推移すると埼玉県の場合、高齢者人口は47都道府県中増加率は一番高くなる。今回の改訂は、そういった今後の10～20年の高齢化に対応するものである。

改正のポイントとしては、

第一に、在宅軽度者の介護予防重視

第二に、中重度者の重点化 財源をそこにしっかり配分すること

第三に、施設居住費の見直しである。

サービス内容を分析してみると、訪問介護サービスに年間6億円が支払われ、他のサービスと比べて圧倒的に多い。その利用度は、特に要支援・要介護1の方が全体の四割を占めているという問題点を指摘された。

介護保険制度を持続可能なものにしていくために、今回の介護保険制度の改革に至ったものである。

諸課題の中で、特に見直すべきところは、軽度者のケアマネジメントであると強調された。現状は、「目標設定が『していないを補う』だけであって、達成が容易なプランであること」「本人の廃用が進んでも見逃してしまう」「個別性・具体性の欠ける」などの問題点を例示して力説された。

そこで、予防重視型システムへの変換を図るために、地域支援事業、新予防給付が導入されることになった。

地域支援事業は要支援・要介護になる前の要介護者を対象したもので、必須事業として介護予防、包括的支援事業がある。その中の地域包括支援センターについては、社会福祉士と保健師及び経験のある看護師、主任ケアマネジャーを置き、社会福祉士には、総合的な支援を保健師には新予防給付のマネジメント、訪問、ケアプランの原案の作成は地域のケアマネ事業所に事務委託をしていく。包括支援センター運営協議会を作り、医師会、居宅、委託先のチェックを行う。主任ケアマネはケアマネ支援、ネットワーク支援、困難事例の検討、地域全体の連携が進むようにしていく。三者が連携しながら行うというものである。

また、新予防給付は、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスなどがある。

改正案は多様、現場では18年4月に向けて詳細な内容の把握が欠かせない。さらに職場にどのような人材を確保してどのような事業を行っていくのか頭の痛い日々が続くそうである。

尚、本基調講演の詳しい内容を必要とされる方は、レジュメが事務局に保管されていますので、お問い合わせください。

上期研修会報告

スキルアップセミナー

研修部長 野呂 牧人

会員の皆様のご要望にお答えし、本年度から最も H O T なテーマを積極的にとり上げることになりました。今回は4月1日の施行された個人情報保護法について研修会を企画いたしました。

- ・ 日 時 平成17年7月16日(土)
- ・ 場 所 さいたま市、埼玉県労働会館
- ・ 概 要

第一部 個人情報の考え方 東京弁護士会 弁護士 村田 明彦先生

5000人以内の事業所でも法令順守を厚労省が求めており、かつ、刑事訴訟はないが、民事訴訟の対象になるので、個人情報保護をしっかりとやる必要があると話された。

さらに、個々の管理について、例えば Fax 使用の仕方などについて丁寧な説明があり、早速活用し漏洩事故防止に役立ってたい。



第二部 個人情報保護法に伴うケアマネジャーの実務

戸田中央総合病院 電算室係長 山本 誠氏

4月1日から施行された、個人情報保護法に関し、現場でやるべきこと、例えば就業規則改定などを例示され漏れのない対応についてお話いただく。

さらには、個人情報漏洩について多くの事例を用いて解説していただき、日常管理の重要性について指摘され、身が引き締まる思いでした。



- ・ 事務局から

仕事の都合などで参加できなかった方には、レジュメのコピーを有料でお分けいたします。封書で切手同封(80円切手×4枚)のうえお申し込みください。なお、CDR(80円切手×4枚)でも可能です。この場合、第二部はソフト(プリンター)が必要になります。

平成17年度後期研修実行計画

研修部長 野呂牧人

1. 事業実施の方針

平成17年度は、特定非営利活動法人としてのメリットを最大限に活かし、県内各地域にある介護支援専門員の会との連携・協同を助けながら、会員からの要望を真摯に受けとめ、積極的に事業を推進します。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

『介護支援専門員研修・養成事業』

研 修 内 容	日 時	講師・場所
<スキルアップセミナー③> 『高齢者虐待防止のために ～ケアマネにできること～』(仮題)	9月 23日 (金)	東京医科歯科大高崎絹子先生 さいたま市、労働会館
<スキルアップセミナー④> 『ICFの考え方』 『ICF対応アセスメントシートの活用によるケアプラン作成』	10月 22日 (土)	協会理事長 谷口清和 副理事長 千葉道子 春日部市、市民文化会館
<スキルアップセミナー⑤> 『成年後見制度の概要』 『成年後見制度に伴うケアマネジャーの役割』	11月 12日 (土)	司法書士 杉山春雄先生 社会福祉協議会 池田俊司先生 さいたま市、労働会館
<スキルアップセミナー⑥> 『ICFの考え方』 『ICF対応アセスメントシートの活用によるケアプラン作成』	12月 10日 (土)	協会理事長 谷口清和 副理事長 原島 清 (予定) さいたま市、埼玉会館
<スキルアップセミナー⑦> 「介護予防シリーズ」 認知症の現状と課題	1月 21日 (土)	社会福祉法人サン 理事長西村美智代先生 (認知症GHたのし家設立)
<スキルアップセミナー⑧> 「介護予防シリーズ」 栄養改善による 介護予防(仮)	2月 18日 (土)	南大和病院 栄養科科长 田中弥生先生 (NSTの先駆者)
<スキルアップセミナー⑨> 「介護予防シリーズ」埼玉県理学療法士会との 共催研修会	3月 計画中	さいたま市

註. 太字は決定済みを示す。

NST (Nutrition Support Team 栄養サポートチーム)

情報ファイルコーナー

今回から、埼玉県内の福祉・介護に関するさまざまな数値情報を掲載し、皆さんのお役に立てたいと思います。広報部長石原雅哉さんのミニ解説付です。今回から数回にわたって、『要介護高齢者の利用実態』について掲載します。

埼玉県内における要介護高齢者等の利用実態

1. 第1号被保険者数高齢化率14.7%(全国19.5%)

年月	平成12年4月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成16年11月末
人数(人)	860,289	912,432	962,884	1,016,069	1,061,672	1,088,888
平成12年4月との比較(増加人数)	0	52,143	102,595	155,780	201,383	228,599

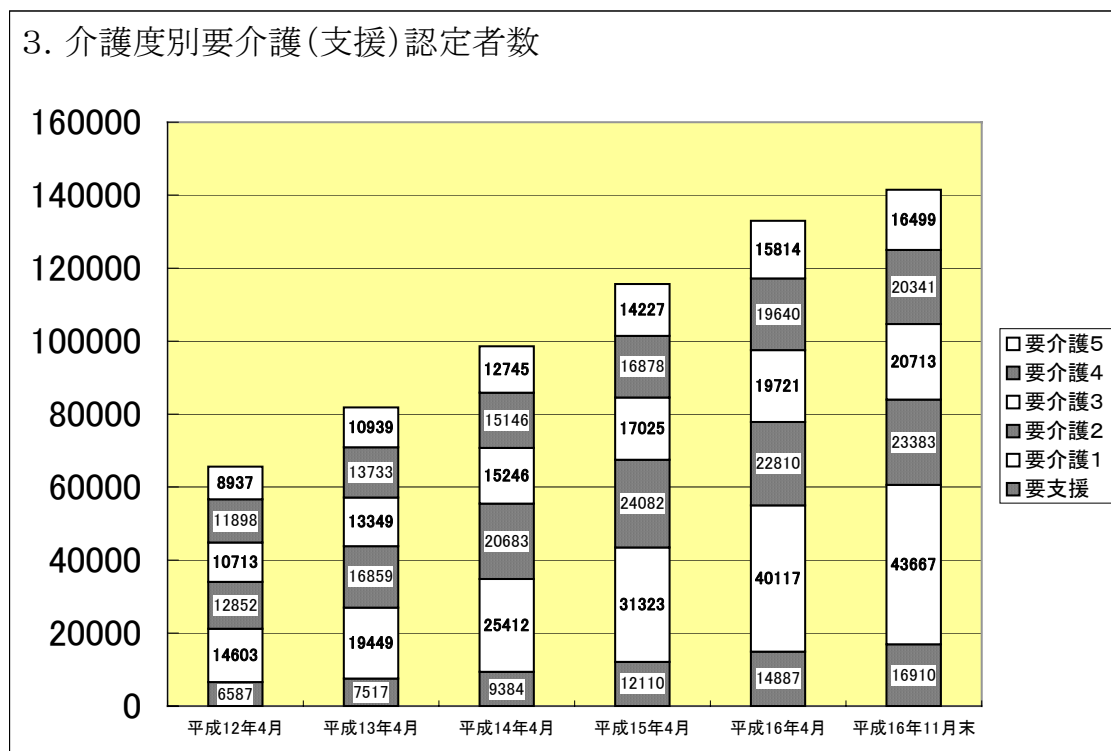
*全国の数字と比べると埼玉県の高齢化率はとても低い水準です。しかし、今後10年間の高齢化のスピード(高齢者の増加率)は全国一と予測されています。

2. 要介護認定者数

年月	平成12年4月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成16年11月末
人数	65,590	81,846	98,616	115,645	132,989	141,513
平成12年4月との比較(増加人数)	0	16,256	33,026	50,055	67,399	75,923

*要介護認定者は爆発的に増えています。平成16年度には制度開始時の倍以上となりました。

3. 介護度別要介護(支援)認定者数



*平成12年4月では要支援と要介護1(軽度)の合計は32.3%でしたが、平成16年11月には42.7%となっています。つまり、要介護1の方が特に増えており、全要介護者の4割以上を要支援、要介護者1のいわゆる軽度の方が占めるようになっています。

出典：埼玉県健康福祉部介護保険課

*出典もとのデータに、石原がコメントを付したものを

協会ライブラリー設置について（おしらせ）

セミナー関係で入手しましたレジュメ資料を実費で皆様に提供します。（媒体は、CD-R、DVD-R 尚、著作権がありますので加工や他所での直接使用はできません。個人用となります。）現在データ収集中です。ご希望の方はお問い合わせください。（総会時の基調講演、研究調査発表資料、医師会共催セミナーの一部があります）

尚、WID-XPで作成してあります。この場合、多くは専用ソフト（パワーポイント）が必要となりますのでご注意ください。）

広告コーナー

《ゆうゆうケア》を知っていますか？

私たちは埼玉県北本市を中心に、ご高齢の方、要介護の方の在宅生活を支援する《ゆうゆうケア》在宅生活支援グループです。

居宅介護支援事業所《ゆうゆうケア》には現在12名（うちケアマネ8名、事務4名）のスタッフがいて100名強のケアプランを立てています。

ケアマネは看護師が中心ですが、薬剤師、医師、介護福祉士もいて、困難事例はいつでもカンファレンスを行える体制ができています。

《ゆうゆうケア》では独自のシステムをとり、ケアマネは希望する件数だけプランを立てられるよう工夫されています。今は違う仕事をやっているがケアマネもやってみたい方、資格は持っているがケアマネは初めての方等、ご興味のある方は是非ご一報ください。



《ゆうゆうケア》ではケアマネジャーを募集しています

北本市中央3-71-4 048-593-7688 採用担当
居宅介護支援 訪問介護 訪問看護 《ゆうゆうケア》◆通所介護《みなみ風》

事務局から

掲 示 板

- ①会員証の配布……遅くなりましたが、会費納入者に会員証を同封いたしました。協会行事にはご携帯ください。
- ②文献紹介 ……高齢者虐待対応の手引き……在庫あります。実費（90円切手7枚同封の上、郵送にて、申し込みください。）
- ③ホームページ更新……皆様にご迷惑おかけしていますが、現在リニューアル中です。もうしばらくお待ちください。

編 集 後 記

- ・残暑お見舞い申し上げます。皆様のご協力により会報2号ができましたのでお届けいたします。今回は「医療と介護の連携」を特集しました。紙面の都合上制限がありますので、より詳しく知りたい方はライブラリーをご利用ください。
- ・ビヤガーデンでの暑気払いもうれしいですが、炎天下、汗を発散させる「夏祭り」、お囃子につられて出かけました。(t,y)



- ・発行人：特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 谷口 清和
- ・特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館内
TEL048-835-4343 FAX048-35-4344 E-mail s-shien@palette.plala.or.jp
HP : <http://www.saitama-cm.com/>

一部300円（会員は会費に含まれています）